

機関別認証評価における大学評価基準・項目について



文部科学省

大学評価基準について

認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準に従って行う（学校教育法第109条）。

大学評価基準に定める項目及び評価方法等は、省令（※）で定められた細目に従って各認証評価機関において定める。

※学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

評価基準・評価方法に係る細目		
機関別	分野別	うち法科大学院
●学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。 ●特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 ●評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての实地調査が含まれていること。 ●継続的な研究成果の創出のための環境整備、学修成果の適切な把握及び評価に係る項目が定められていること。		
●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 ①教育研究上の基本となる組織 ②教育研究実施組織等 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証） ⑧財務 ⑨その他教育研究活動等 ●内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。 ●設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。 ●評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。	●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 ①教員研究実施組織等 ②教育課程（教育課程連携協議会に関することを含む。） ③施設及び設備 ④学修の成果（進路に関することを含む。） ⑤その他教育研究活動等	●評価方法が、連携法（※）第2条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであること。 ※法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律 ●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。 ①入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定 ②専任教員の適切な配置その他の教員研究実施組織 ③入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理 ④教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成 ⑤一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定 ⑥連携法に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法 ⑦学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定 ⑧授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施 ⑨教育活動等の状況に係る情報の公表 ⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定 ⑪単位及び法学既修者の認定 ⑫課程の修了認定 ⑬教育上必要な施設及び設備 ⑭図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑮法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況 ⑯連携法科大学院における認証評価の実施状況 ●評価方法に関連職業団体関係者等及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要

団体名	公益財団法人大学 基準協会	独立行政法人 大学改革支 援・学位授与 機構	一般財団法人大 学・短期大学基 準協会	公益財団法人日 本高等教育評価 機構	一般財団法人大 学教育質保証・ 評価センター
基準数	10基準 34評価項目	6領域 22基準 76分析項目	4基準 16テーマ 36区分 180点検・評価 の観点	6基準 21基準項目 51評価の視点	3基準 基準ごとの評価の 指針 10評価事項 （基準1）
基準の構成	【基準】 1.理念・目的 2.内部質保証 3.教育研究組織 4.教育・学習 5.学生の受け入れ 6.教員・教員組織 7.学生支援 8.教育研究等環境 9.社会連携・社会貢 献 10.大学運営・財務 （1）大学運営 （2）財務	【領域】 1 教育研究上 の基本組織等に 関する基準 2 内部質保証 に関する基準 3 財務運営及 び情報公表等 に関する基準 4 施設及び設 備並びに学生支 援に関する基準 5 学生の受入 に関する基準 6 教育課程と 学習成果に関す る基準	【基準】 I ミッションと教育 の効果 II 教育課程と学 生支援 III 教育資源と財 的資源 IV 大学運営とガバ ナンス	【基準】 1.使命・目的 2.内部質保証 3.学生 4.教育課程 5.教員・職員 6.経営・管理と財 務	【基準】 1 基盤評価：法 令適合性の保証 2 水準評価：教 育研究の水準の向 上 3 特色評価：特 色ある教育研究の 進展

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【理念・目的】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
理念・目的	【基準】 1. 理念・目的 大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。 【評価項目】 ①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。 ②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。	目的そのものが評価基準にはなっていないが、各基準項目において大学の目的との関連性を評価している。 （例） 【領域】 1 教育研究上の基本組織等に関する基準 【基準】 1 - 1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	【基準】 I ミッションと教育の効果 【テーマ・区分】 Aミッション 1 ミッションを確立している。 B教育の効果 1 教育目的・目標を確立している。 ※各区分の下に、点検・評価の観点を設けている。	【基準】 1. 使命・目的 【基準項目】 1 - 1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映 【評価の視点】 ①学内外への周知 ②中期的な計画への反映 ③三つのポリシーへの反映 ④教育研究組織の構成との整合性 ⑤変化への対応	目的そのものが評価基準にはなっていないが、各基準項目において大学の目的との関連性を評価している。 （例） 【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 【評価の指針】 イ 教育研究上の基本となる組織に関すること 大学は、学士課程、大学院課程における大学の教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に則して適切な形で組織しているか。
根拠資料例	・規程集 ・寄附行為又は定款 ・学則・大学院学則 ・履修要項・シラバス ・大学の理念・目的 ・学部・研究科等における教育研究上の目的 ・中・長期計画等 等 ※その他、「大学基礎データ」のほか、各大学に点検・評価報告書の内容に依拠した資料提出を求めている（以下、すべての基準において同じ）。	—	・寄附行為 ・ミッション・教育理念についての印刷物等 ・教育目的・目標についての印刷物等	・大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL ・使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則	・学則、大学院学則等 ・認証評価共通基礎データ様式

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【教育研究上の基本組織】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
教育研究上の基本組織	【基準】 3. 教育研究組織 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。 【評価項目】 ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。 ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。	【領域】 1 教育研究上の基本組織等に関する基準 【基準】 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること ※各基準の下に、分析項目が存在する（基準1－1関係は1分析項目）。	【基準】 Ⅱ 教育課程と学生支援 Ⅲ 教育資源と財的資源 【テーマ・区分】 Ⅱ A 教育課程 3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。 ※ 教養教育の実施体制に関する点検・評価の観点あり。 Ⅲ A 人的資源 1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。 4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。 ※ 1、4：組織編制等に関する点検・評価の観点あり。 Ⅲ B 物的資源 1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 ※ 資源整備等に関する点検・評価の観点あり。	【基準】 1. 使命・目的 【基準項目】 1－1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映 【評価の視点】 ④教育研究組織の構成との整合性	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 【評価の指針】 イ 教育研究上の基本となる組織に関すること 大学は、学士課程、大学院課程における大学の教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に則して適切な形で組織しているか。
根拠資料例	—	・大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式【前回評価以降に改組があった場合】 ・大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料【共同教育課程を置いている場合】 等	・教員の個人調書 ・教員の年齢構成表 ・校地・校舎の概要 ・学習資源センター、付属施設等の概要 ・各種委員会の開催状況 ・組織規程 ・教授会規程 ・教員選考規程 等	・認証評価共通基礎データ様式 ・大学組織図 等	・学則、大学院学則等 ・認証評価共通基礎データ様式

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【教育研究実施組織等】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
教育研究実施組織等	【基準】 6.教員・教員組織 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につながる教員組織を適切に整備しなければならない。また、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。 【評価項目】 ①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。 ②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。 ③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。 ④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	【領域】 1 教育研究上の基本組織等に関する基準 【基準】 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること 1－3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること ※各基準の下に、分析項目が存在する（基準1－2、1－3関係は9分析項目）。	【基準】 Ⅲ 教育資源と財的資源 【テーマ・区分】 A 人的資源 1 教育課程編成・実施の方針に基き教員を配置している。 2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。 3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。 4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。 5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。 6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	【基準】 5.教員・職員 【基準項目・評価の視点】 5－1. 教育研究活動のための管理運営の機能性 ③職員の配置と役割の明確 5－2. 教員の配置 ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置 5－3. 教員・職員の研修・職能開発 ① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施 ② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 【評価の指針】 □ 教育研究実施組織に関すること 大学は、学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模・授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また、学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備しているか。 教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務を行われるよう努めているか。
根拠資料例	・大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針 ・個別教員の教育課程の編成その他の学部・学部の運営への参画状況、授業授業科目の担当の有無・担当科目単位数に関する情報 ・設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足 ・授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程 等	・認証評価共通基礎データ様式 ・教員の年齢別・性別内訳 ・大学運営に必要な業務のための組織一覧（部署ごとの人数） ・管理運営に係る組織の組織図 ・SDの内容・方法及び実施状況一覧 等	・教員の個人調書 ・教員の年齢構成表 ・組織規程 ・教授会規程 ・教員の採用・昇任等の規程 ・FD規程及び活動の記録 ・SD規程及び活動の記録等	・認証評価共通基礎データ様式 ・教員の採用・昇任の方針・規則 ・教員人事に関する会議体の規則 ・FDの方針・計画 ・FDの実施報告書 ・SDの方針・計画 ・SDの実施報告書 等	・学則、大学院学則 ・教授会規程 ・教員選考規程、教員選考基準 ・学生便覧・主要授業科目を確認できる資料 ・シラバス ・指導補助者に関する規程、TA取扱要綱等 ・認証評価共通基礎データ 6

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【教育課程・学習成果】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
教育課程・学習成果	【基準】 4. 教育・学習 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、DP及びCPを定め、公表しなければならない。また、CPに則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、DPIに示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。 【評価項目】 ①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。 ②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。 ③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。 ④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。 ⑤DPに明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。 ⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	【領域】 6 教育課程と学習成果に関する基準 【基準】 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に即して、体系的であり相応しい水準であること 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に即して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること 6-5 学位授与方針に即して、適切な履修指導、支援が行われていること 6-6 教育課程方針に即して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に即して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に即して、適切な学習成果が得られていること ※各基準の下に、分析項目が存在する（領域6関係は34分析項目）。	【基準】 Ⅰ ミッションと教育の効果 Ⅱ 教育課程と学生支援 【テーマ・区分】 Ⅰ B 教育の効果 2 学習成果を定めている。 3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 Ⅱ A 教育課程 1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。 2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。 3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。 Ⅱ B 学習成果 1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。 2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。 3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。	【基準】 4. 教育課程 【基準項目・評価の視点】 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知 ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用 4-2. 教育課程及び教授方法 ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知 ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 ④教養教育の実施 ⑤教授方法の工夫と効果的な実施 4-3. 学修成果の把握・評価 ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用 ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 2. 水準評価：教育研究の水準の向上 【評価の指針】 ハ 教育課程に関すること（略）また、教育課程を適切に編成し実施しているか。さらに、卒業、修了の要件を適切に策定しているか。また、成績評価基準及び卒業認定基準、修了認定基準を学生に周知し、それらの基準に従って適切に成績評価や単位認定、卒業認定、修了認定を実施しているか。ヘ 3 ポリシーに関すること 大学は、3 ポリシーを、大学、学部又は学科若しくは課程ごとに、その教育上の目的を踏まえて定めているか。また、教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっているか。 チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること（略）その際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みを行っているか。

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
根拠資料例	・学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針 ・授業期間及び単位計算 ・履修登録単位の上限設定 ・卒業・修了要件の設定及び明示 ・研究指導計画 ・学位論文審査基準の明示・公表 ・学位授与方針に示した学習成果の測定方法 ・学部・研究科等における点検・評価活動の状況 等	・策定された方針 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・カリキュラム・マップ、コース・ツリー等 ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ） ・学則等の授業科目の時間数に関する規定 ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示していることを示す資料（規定、申合せ、様式等） ・組織として策定している成績評価基準 ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 ・成績評価の分布表 ・卒業又は修了の要件を定めた規定 ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）主な進学/就職先（起業者も含む。） 等	・学習成果及び三つの方針を示した資料 ・教育課程編成について学生に示している資料（カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等） ・単位認定・卒業認定・学位授与の要件、成績評価基準等を示した資料（学則に別に定めとしている内規類も含む） ・シラバス ・学年暦 ・学生による授業評価票及びその評価結果 ・幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料 ・学位論文審査基準を示す資料（大学院関係） ・研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示す資料（大学院関係） ・GPA等の成績分布 ・学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等 ・就職先からの卒業生に対する評価結果 ・卒業生アンケートの調査結果 等	・学位規則、学位審査基準 ・進級・卒業・単位認定に関する規則 ・学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など ・教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど ・シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 ・シラバス ・修得単位状況 ・年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数） ・大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など ・学修成果の把握・評価の方針 ・学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則 ・学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果 ・学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録 ・授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ） 等	(ハ) ・学則、大学院学則 ・カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー ・履修規程、履修の手引き ・学生便覧 ・学年暦 ・シラバス、シラバス作成要項 ・授業分担・補助に関わる規程等 ・大学Webサイト等 (ヘ) ・大学Webサイト ・履修の手引き ・募集案内 ・カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー等 (チ) ・取組みの内容や成果が確認できる資料（各種アンケート調査やGPAの分析等） ・大学Webサイト等

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【学生の受け入れ】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
学生の受け入れ	【基準】 5.学生の受け入れ 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。 【評価項目】 ①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。 ②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。 ③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	【領域】 5 学生の受入に関する基準 【基準】 5－1 学生受入方針が明確に定められていること 5－2 学生の受入が適切に実施されていること 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること ※各基準の下に、分析項目が存在する（領域5 関係は4 分析項目）。	【基準】 Ⅰ ミッションと教育の効果 Ⅱ 教育課程と学生支援 【テーマ・区分】 Ⅰ B 教育の効果 3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。 Ⅱ C 入学者選抜 1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。 2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。	【基準】 3.学生 【基準項目】 3－1. 学生の受入れ 【評価の視点】 ①アドミッション・ポリシーの策定と周知 ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 【評価の指針】 ハ 教育課程に関すること 大学は、学士課程、大学院課程において、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び卒業、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に則し、それぞれ、公正かつ妥当な方法で適切な体制を整えて入学者選抜を実施しているか。（略）
根拠資料例	- 入学試験要項 - 入学者選抜に係る規程 等	・学生受入方針 ・入学者選抜の方法一覧 ・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、マニュアル等 ・学部研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える」又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 等	・入学者受入れに関する印刷物等 ・入学者選抜に関する規程 ・大学案内・募集要項・入学願書 ・社会人受入れについての印刷物等 ・留学生の受入れについての印刷物等 ・入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	・認証評価共通基礎データ様式 ・アドミッション・ポリシーを示す部分の URL ・アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則 ・入試方法の検討と検証を行う会議体の規則 ・学生募集要項 ・学部、学科別在籍者数 等	・学則、大学院学則 ・入試委員会規程、募集要項等

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【学生支援】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
学生支援	【基準】 7. 学生支援 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。 【評価項目】 ①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。 ②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	【領域】 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 【基準】 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること ※基準の下に、分析項目が存在する（基準4－2関係は5分析項目）。	【基準】 Ⅱ 教育課程と学生支援 Ⅲ 教育資源と財的資源 【テーマ・区分】 Ⅱ D 学生支援 1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。 2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。 3 進路支援を組織的に行っている。 Ⅲ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。	【基準】 3 学生 【基準項目・評価の視点】 3－2. 学修支援 ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備 ② TA (Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実 3－3. キャリア支援 ①教育課程におけるキャリア教育の実施 ②キャリア支援体制の整備 3－4. 学生サービス ①学生生活の安定のための支援	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 【評価の指針】 ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること (略) また、学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けているか。さらに、学生支援に関することについて適切に対応を行っているか。
根拠資料例	・学生支援に関する方針 等	・相談・助言体制等一覧 ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） ・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 ・課外活動に係る支援状況一覧 ・留学生への生活支援の内容及び実施体制 ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 等	・学生便覧等、学習支援のための配布物 ・入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等 ・学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料 ・学生支援のための学生の個人情報記録する様式 ・学生支援の満足度についての調査結果 ・進路一覧表等 ・奨学金に関する規程 等	・学修支援に関する方針・計画 ・キャリア支援に関する方針・計画 ・キャリア支援に関する授業科目名一覧 ・キャリア支援に関する会議体の規則 ・学生生活支援に関する方針・計画 ・学生の課外活動の支援に関する規則 ・奨学金に関する規則 等	・学則、大学院学則 ・定款 ・事務分掌規程等 ・学生便覧 ・特別な支援が必要な学生に対する対応要領 ・大学Webサイト等

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【教育研究環境等】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
教育研究環境・施設・設備	【基準】 8. 教育研究等環境 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。 【評価項目】 ①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。 ②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。 ③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。 ④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	【領域】 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 【基準】 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること。 ※基準の下に、分析項目が存在する（基準4－1関係は6分析項目）。	【基準】 Ⅲ 教育資源と財的資源 【テーマ・区分】 A 人的資源 2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。 B 物的資源 1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 2 施設整備の維持管理を適切に行っている。 C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。	【基準】 3. 学生 【基準項目・評価の視点】 3－5. 学修環境の整備 ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営 ②図書館の有効活用 ③施設・設備の安全性・利便性 【基準】 5. 教員・職員 【基準項目・評価の視点】 5－4. 研究支援 ①研究環境の整備と適切な管理運営 ②研究倫理の確立と厳正な運用 ③研究活動への資源の配分	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 2. 水準評価：教育研究の水準の向上 【評価の指針】 二 施設及び設備に関すること 大学は、学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じ、適切な校地・校舎の規模及び施設・設備を備えているか。また、図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させているか。（略） 又 教育研究活動推進のための環境整備等に関する必要関係事項について適切に対応を行っているか。特に、ICT 環境の整備並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備について適切に対応を行っているか。（略）
根拠資料例	・教育研究等環境の整備に関する方針 ・研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等等	・附属施設等一覧 ・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況 ・自主的学習環境整備状況一覧 等	・外部研究資金の獲得状況一覧表 ・研究紀要・論文集 ・教員の研究活動に関する規程 ・校地、校舎に関する図面 ・平面図等 等	・施設・設備の管理に関する規則 ・建物の耐震化率を示す文書 ・研究環境に関する調査の結果 ・外部資金応募・獲得の実績一覧 等	・学則、大学院学則 ・認証評価共通基礎データ ・キャンパスマップ、学生便覧 ・図書館関連規程 ・備品更新計画

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【情報公表】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
情報公表	【基準】 2. 内部質保証 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。 【評価項目】 ②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	【領域】 3 財務運営及び情報公表等に関する基準 【基準】 3－2 大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること。 ※基準の下に、分析項目が存在する（基準3－2関係は2分析項目）。	【基準】 IV 大学運営とガバナンス 【テーマ・区分】 D 情報公表 1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	【基準】 6.経営・管理と財務 【基準項目・評価の視点】 6－1. 経営の規律と誠実性 ①経営の規律と誠実性の維持	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を適切に公表しているか。
根拠資料例	・情報の公表状況（点検・評価報告書、教育情報、学習成果等に関する情報、教職課程に関する情報等）等	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 ・法令遵守事項一覧	・教育情報の公表状況（学校教育法施行規則第172条の2関係） ・財務情報等の公表・公開状況（私立学校法関係） ・法令対応確認一覧 ・ガバナンス・コード	・情報公表に関する規則 ・学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分のURL ・私立学校法第151条に対応して公開した部分のURL等	・関連規程 ・大学Webサイト等

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【内部質保証】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
内部質保証	【基準】 2. 内部質保証 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。 【評価項目】 ①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。 ②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。 ③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。	【領域】 2 内部質保証に関する基準 【基準】 2－1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること【重点評価項目】 2－2 内部質保証のための手順が明確に規定されていること【重点評価項目】 2－3 内部質保証が有効に機能していること【重点評価項目】 2－4 組織的に、教育の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること。 ※基準の下に、分析項目が存在する（領域2関係は14分析項目）。	【基準】 I ミッションと教育の効果 【テーマ・区分】 D 内部質保証 1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 2 教育の質を保証している。	【基準】 2.内部質保証 【基準項目・評価の視点】 2－1. 内部質保証の組織体制 ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 2－2. 内部質保証のための自己点検・評価 ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 ②IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 2－3. 内部質保証の機能性 ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用 ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用 ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 【評価の指針】 チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること【重点的評価事項】 大学は、教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しているか。その際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組みを行っているか。 また、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けているか。 さらに設置計画等履行状況等調査において過去5年間に意見等が付されている場合には、意見に対して講じた措置について適切に対応を行っているか。
根拠資料例	- 内部質保証の方針・手続 - 設置計画履行状況調査等への対応 - 前回の認証評価からの改善状況 - 情報公表 等	- 内部質保証に係る責任体制等一覧 - 明文化された規定類 - 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 等	- 自己点検・評価に関する規程、報告書作成・公表状況 - 教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料 - 認証評価以外の外部評価についての印刷物等 等	- 内部質保証に関する全学的な方針 - 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書 - 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 等	- 自己点検・評価報告書 - 前回認証評価結果等点検評価ポートフォリオ「(7)内部質保証体制図」 - 自己点検・評価に関する方針 - 関連規程 - 大学Webサイト

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【財務】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
財務	【基準】 10. 大学運営・財務 （2）財務 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。 【評価項目】 ①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。 ②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。	【領域】 3 財務運営及び情報公表等に関する基準 【基準】 3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること ※基準の下に、分析項目が存在する（基準3－1関係は1分析項目）。	【基準】 Ⅲ 教育資源と財的資源 【テーマ・区分】 D 財的資源 1 財的資源を適切に管理している。 2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	【基準】 6.経営の規律と誠実性 【基準項目・評価の視点】 6－4. 財務基盤と収支 ①財務基盤の確立 ②収支バランスの確保 ③中期的な計画に基づく適切な財務運営 6－5. 会計 ①会計処理の適正な実施 ②会計監査の体制整備と厳正な実施	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 【評価の指針】 リ 財務に関すること 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。
根拠資料例	・財務諸表（6カ年分） ・決算報告書（6カ年分） ・事業報告書 ・監事による監査報告書（6カ年分） ・監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）等	・直近年度を含む過去5年度分の財務諸表 ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類等	・事業に関する中期的な計画 ・計算書類等の概要（過去5年間） ・事業報告書 ・監事の監査報告書 ・会計監査人の会計監査報告書等	・決算の計算書類等(5年) ・各種計算書比率(5年) ・予算編成方針 ・財務計画書 ・外部資金導入の実績 ・資産運用に関する規則 ・経理に関する規則等	・予算・決算等の財務状況に関する資料 ・監事監査・会計人による監査内部監査に関する規程・計画・報告書等の資料等

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【その他①】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
その他・社会貢献	【基準】 9. 社会連携・社会貢献 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。 【評価項目】 ①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。 ②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	—	【基準】 I ミッションと教育の効果 【テーマ・区分】 C 社会貢献 1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	【独自基準】 ・社会貢献 ・国際協力 ・研究活動 など	【基準】 3 特色評価：特色ある教育研究の進展 【評価の指針】 基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取り組みを組織的に行っており、その取り組みが効果的に機能していることを確認します。 (略)
根拠資料例	・社会連携・社会貢献に関する方針 等	—	・地域・社会貢献への取り組みに関する資料 ・地域・社会の各種団体、海外の諸機関との協定書等	—	(基準3) ・特色ある教育研究の取り組みに関する報告書 等

各認証評価機関の評価基準（機関別評価）の概要【その他②】

	公益財団法人大学基準協会	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	一般財団法人大学・短期大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構	一般財団法人大学教育質保証・評価センター
その他・大学運営	【基準】 10. 大学運営・財務 (1)大学運営 大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財政基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。 【評価項目】 ①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。 ②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。 ③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。 ④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	—	【基準】 Ⅳ 大学運営とガバナンス 【テーマ・区分】 A 大学設置法人の意思決定 1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。 B 教学運営 1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。 C ガバナンス 1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。 2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。 3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	【基準】 5.教員・職員 【基準項目・評価の視点】 5－1. 教育研究活動のための管理運営の機能性 ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 ②権限の適切な分散と責任の明確化 6.経営・管理と財務 【基準項目・評価の視点】 6－1. 経営の規律と誠実性 ①経営の規律と誠実性の維持 ②環境保全、人権、安全への配慮 6－2. 理事会の機能 ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 ②使命・目的の達成への継続的努力 6－3. 管理運営の円滑化とチェック機能 ①法人の意思決定の円滑化 ②評議員会と監事のチェック機能	【基準】 1 基盤評価：法令適合性の保証 【評価の指針】 チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること【重点的評価事項】 大学は、教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しているか。（略）
根拠資料例	・大学運営に関する方針を明らかにした資料 ・学長選出・罷免に関する規程 ・役職者の職務権限に関する規程 ・教授会規程 等	—	・事業に関する中期的な計画 ・理事会・評議員会・教授会の議事録 ・監事の監査報告書 等	・大学の意思決定に関する会議体の規則 ・組織倫理に関する規則 ・評議員を選任した際の会議体の議事録 ・監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録等	・自己点検・評価報告書 - 点検評価ポートフォリオ「(7)内部質保証体制図」 ・自己点検・評価に関する方針 等